

障害のある生徒の自立と社会参加に向けて

横浜修悠館高等学校で行う

通級による指導（他校通級）

平成30年度から高等学校及び中等教育学校の後期課程において、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態、「通級による指導」ができるようになりました。

県立高校では、生田東高等学校、綾瀬西高等学校及び横浜高等学校で自校通級を行っています。

横浜修悠館高等学校では、他校通級、自校通級を行っています。

将来の
「自立と社会参加」
を目標に

少人数
チーム・
ティーチング

インターンシッ
プ等の体験的な
学び

他校通級とは、
生徒が他の学校に設置した
通級指導教室に定期的に通い、
指導を受ける形態のことです。
詳しくは裏面をご覧ください。

Q 通級による指導とはどのような指導ですか。

障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校高等部学習指導要領の「自立活動」の内容を参考とした指導を行います。

自立活動の内容は、「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の六つの区分の中の各項目からなり、生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な項目を選んで取り扱います。

Q 通級による指導はどのような生徒が対象となりますか。

県立高校又は県立中等教育学校(後期課程)に在籍する生徒で、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある生徒のうち、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部を障害の状態に応じた特別な指導(「自立活動」の内容を参考とした指導)を行う必要がある生徒を対象に行います。

横浜修悠館高等学校で行う他校通級では、医療・福祉・教育といった関係機関とつながっていて、上記の発達障害の診断があり、決められた日に横浜修悠館高等学校に通学できる生徒を対象とします。

Q 横浜修悠館高校の通級による指導は、どのようなものですか。

将来の「自立と社会参加」を目標に、「働くこと」「自己理解」「他者認知」「コミュニケーション」等をテーマに各生徒の実態やニーズ等に応じて指導を行います。通級による指導では、単に教科の学習を補うための学習支援は行いません。教室では、少人数の生徒に対して、複数の教員による指導を行います。必要に応じて、個別に指導を行う場合もあります。

前期(5・6・7月)、後期(10・11・12月)の隔週日曜日の午後2コマ(13:10~15:00)全12日間と夏季休業中(インターンシップ等の体験的な学び)3日間の合計35時間行います。

なお、新入生の場合は、年度の途中(10月以降を予定)から他校通級を開始することになります。

Q 横浜修悠館高校で通級による指導を受けたら単位認定されますか。

通級による指導は、在籍している学校と横浜修悠館高等学校が連携して作成する「個別の指導計画」に従って行います。決められた日に横浜修悠館高校に通学し、通級による指導の成果が、「個別の指導計画」に設定した指導目標からみて満足できると認められる場合には、在籍している学校の単位として年間で1単位が認定され、生徒指導要録に記載されます。

なお、新入生の場合は、年度の途中から通級による指導を開始しますので、単位が認定されるのは、翌年度になります。

Q 横浜修悠館高校の他校通級はどうしたら受けられますか。

希望する生徒・保護者の方は、まずは、在籍している学校の教員に相談してください。また、希望する生徒は、横浜修悠館高校が実施する公開授業等に必ず参加してください。できるだけ、保護者の方や在籍校の教員と一緒に参加することをお勧めします。

公開授業日程(要予約)

日曜日(13:10~15:00) 5月3日・5月17日・5月31日・6月14日
6月28日・7月12日・9月27日・10月11日
10月25日・11月8日・11月22日・12月6日

予約電話番号:(045)800-3708 (横浜修悠館高等学校 教頭
/週休日:金・土)

横浜修悠館高等学校

横浜駅から電車と徒歩で45分

・相鉄線「いずみ中央駅」から徒歩12分 ・横浜市営地下鉄ブルーライン「下飯田駅」から徒歩15分